

消防法（抄） 昭和23年7月24日法律第186号

最終改正 平成14年4月26日法律第30号

出典『注解消防関係法規集2003年新版』近代消防社

（注・理解を助けるため、東武鉄道の問題とは無関係な部分については引用を省略し、省略個所を点線（...）で示しました）

第2章 火災の予防

〔屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令〕

第3条 消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において...火災の予防に危険であると認める物件...の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 火遊び、喫煙...その他これらに類する行為の禁止若しくは制限

〔防火対象物の火災予防措置命令〕

第5条 消防長又は消防署長は、防火対象物の...構造...又は管理の状況について、火災の予防に必要であると認める場合、...火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要であると認める場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修...その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。

〔防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令〕

第5条の2 消防長又は消防署長は、防火対象物の...構造...又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

1 前条第1項...の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分で...ないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合

2 前条第1項...の規定による命令によっては、火災の予防の危険、...又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

第9章 罰則

第39条の2の2 第5条の2第1項の規定による命令に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者については、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第39条の3の2 第5条第1項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者については、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1 第3条第1項の規定による命令に従わなかった者

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

1 第39条の2の2第1項又は第39条の3の2第1項 1億円以下の罰金刑

2 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項 各本条の罰金刑

編著者注 消防法第5条にいう「防火対象物」に鉄道車両が該当すると考えられる法的根拠は以下の通り。

1. 消防法第2条

この法律の用語は左の例による。

防火対象物とは、...舟車...その他の工作物若しくはこれらに属する物を言う。

舟車とは、...その他の舟及び車両をいう。

2. 消防法施行規則第5条

2 消防法施行令別表第1(20)項の総務省令で定める舟車は、消防法第2条第6項に規定する舟車のうち、次の各号に掲げる舟及び車両とする。

2 鉄道営業法(明治33年法律第65号)、...又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両

3. 鉄道営業法第1条

鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ国土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

4. 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日国土交通省令第151号)第83条の4

...旅客車...には、火災が発生した場合に初期消火ができる設備を設けなければならない。